

随意契約の結果の公表

(令和5年 3月分)

【総務部】

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
史資料等1214点	令和5年3月30日	下條正男 東京都八王子市千人町3-6-3	3,000,000	第167条の2 第1項第2号	特定者でなければ購入できないため。 (契約相手方が所有する史資料であるため。)	総務部総務課	
起債管理システム更改及び運用保守業務委託	令和5年3月28日	しまね財務会計システム共同企業体 代表者構成員: 富士通Japan株式会社 山陰支社 支社長 艸葉 美市博 松江市学園南二丁目10番14号	3,804,554	第167条の2 第1項第2号	既存の財務会計システムの一機能として移行することとしており、当該事業者は、財務会計システムの開発及び維持管理を行っていることから当該システムやサーバ構成を熟知しており、システム移行の設計・作業ができる唯一の者である。本県起債管理システムの確実な移行及び安定的な運用を確保するためには、財務会計システムに精通した当該事業者以外に選択肢はないため。	総務部財政課	